

養老町第四回定例会会議録

平成二十七年第四回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十七年十二月八日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	報告第六号 専決処分の報告について（養老町 営住宅の管理に関する和解）
日程第五	報告第七号 専決処分の報告について（損害賠 償の額の決定）
日程第六	報告第八号 専決処分の報告について（養老町 営住宅の管理に関する訴えの提 起）
日程第七	議案第六十二号 養老町個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例の制定 について
日程第八	議案第六十三号 養老町税条例の一部を改正する条 例について
日程第九	議案第六十四号 養老町税条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例について
日程第十	議案第六十五号 養老町手数料条例の一部を改正す る条例について
日程第十一	議案第六十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及

日程第十二	議案第六十七号	養老町介護保険条例の一部を改 正する条例について
日程第十三	議案第六十八号	養老町都市公園条例の一部を改 正する条例について
日程第十四	議案第六十九号	養老町下水道条例の一部を改正 する条例について
日程第十五	議案第七十号	養老町消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例につ いて
日程第十六	議案第七十一号	町道路線の廃止について
日程第十七	議案第七十二号	町道路線の変更について
日程第十八	同意第七号	人権擁護委員候補者の推薦につ いて
日程第十九	同意第八号	人権擁護委員候補者の推薦につ いて
日程第二十	選挙第四号	選挙管理委員及び同補充員の選 挙について
日程第二十一	議案第七十三号	平成二十七年養老町公共下水 道事業特別会計の繰入れの変更 について
日程第二十二	議案第七十四号	平成二十七年養老町一般会計 補正予算（第四号）
日程第二十三	議案第七十五号	平成二十七年養老町国民健康 保険特別会計補正予算（第二

日程第二十四 議案第七十六号
平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算
(第一号)

日程第二十五 議案第七十七号
平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算(第二号)

日程第二十六 議案第七十八号
平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

日程第二十七 議案第七十九号
平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一
○出席議員

一	番	北倉義博
二	番	岩永義仁
三	番	長澤龍夫
四	番	大橋三男
五	番	三田正敏
六	番	吉田太郎
七	番	早崎百合子
八	番	野村永一
九	番	田中敏弘
十	番	松永民夫
十一	番	林輝見

十二番 青山貞一
十三番 水谷久美子
○欠席議員
なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長	問山孝通
総務部参事兼総務課長	田中信行
総務部	西川敏明
企画政策課長	渡邊章博
総務部税務課長	野村博治
住民福祉部長兼健康福祉課長	高木勉
住民福祉部長	高岡弘泰
住民福祉部長	松岡弘
子ども課長	佐藤昌子
住民福祉部長	佐藤昌子
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	高木伸一
産業建設部参事	川地豊己
産業建設部参事兼農林振興課長	

産業建設部企業誘致・商工観光課長	山中秀樹
産業建設部長	前田勝治
産業建設部長	桐山一則
水道課長	田中隆
会計管理者兼会計課長	田中隆
教育委員会事務局局長兼教育総務課長	佐藤嘉但
教育委員会生涯学習課長	久保寺利明
教育委員会スポーツ振興課長	西脇正信
消防次長	堀田明男
消防次長	川添公男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	西脇和信
議会事務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) 平成二十七年第四回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りましてありがとうございます。

ここで、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

私が前段を読み上げますので、後段のほう、皆様御唱和をよろしくお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、今定例会開会中、報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

それでは、ただいまから平成二十七年第四回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、三番 長澤龍夫君、四番 大橋三男君を指名いたします。

○議長(野村永一君) 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、十二月三日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 水谷久美子君。

○議会運営委員長(水谷久美子君) それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る十二月三日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十七年第四回養老町議会定例会の日程及び

運営についてであります。

まず会期につきましては、本日十二月八日火曜日から十二月十八日金曜日までの十一日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定をいたしました。

次に、一般質問につきましては、議会二日目の十二月十七日木曜日に行うこととし、本日午後四時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の受け付け順とすることに決定をいたしました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告についてが三件、条例の制定及び一部改正についてが九件、町道路線の廃止及び変更についてが二件、人事案件についてが三件、特別会計の繰り入れの変更についてが一件、補正予算についてが六件、以上合計二十四件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）から日程第六、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）までの計三件は、地方自治法第百八十条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に一括上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第七、養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての一議案は、議会初日に上程し、提案理由の説明のみを受け、総括質疑後、付託先の総務民生委員会に付託し、審査すること。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、十二月十日木曜日の午前十時から開催するよう委員長へ要請すること。そして、議会最終日に、総務民生委員会へ付託した一議案につきましては、上程後、委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第八、養老町税条例の一部を改正する条例についてから日程第十七、町道路線の変更についてまでの計十議案と、日程第二十一、平成二十七年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてから日程第二十七、平成二十七年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）までの計七議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑・討論を行い、採決すること。

次に、日程第十八と日程第十九の人権擁護委員候補者の推薦についての計二議案は、同意の人事案件につき、一括議題として、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

次に、日程第二十、選挙管理委員及び同補充員の選挙については、平成二十七年十二月二十二日の任期満了に伴い、地方自治法第百八十二条の規定により、議会において選挙することとなっておりますので、議会初日にお諮りし、地方自治法第百十八条第二項の規定により、議長より指名推選を行うこと。

次に、これまでに議長宛てに一件の請願の提出があり、当委員会が審査した結果、T P P協定交渉大筋合意に関する国への請願書につきましては、本会議の休会中の産業建設委員会に付託し、審査すること。

なお、審査を付託する産業建設委員会の開催は、十二月十日木曜日午後一時三十分から開会されるよう要請すること。

以上のように決定をいたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日十二月八日から十二月十八日までの十一日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日十二月八日から十二月十八日までの十一日間と決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十七年八月分から十月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さんおはようございます。

本日は、第四回の定例会を開会させていただきましたところ、議員各位には、大変お忙しい中を全員出席いただきまして、ここにありがとうございます。

きょうは、朝起きたら真っ白の霜ということで、昨日が大雪で

あったということ、これから寒くなるというようなこと、ございます。風邪のほうも少しずつはやってきているようでございますので、皆様方には御注意をいただきたいというふうに思います。本日の会議は、一年の最後の会議ということで、私といたしましては、打ち出している施策の評価とまではいきませんが、ちよつと反省等を含めて、少しお時間をいただいております。

さまざまな施策の中で、本年、非常に成果があったのかなというような事業については、東海環状自動車道の養老ジャンクションから養老インターチェンジまでの確実な工事の施工が行われているということでございます。目に見える形で、開通に向けて進めていただいております。改元一三〇〇年祭の本祭までには開通見通しということで、国のほうからもしっかりとした返事をいただいているということでございます。

また、十月には人口減少社会に対応するための地方版総合戦略の策定を行いました。審議委員の皆様方の御協力を得て、養老町らしい、これからのまちづくりということでございますし、人口をいかにふやしていくかということでございます。この原動力が住民の力を原動力としてということで、やはり町を挙げて取り組んでいかなければならないと感じているところでございます。

また、ふえ続ける高齢化社会に対応するために、小規模特養、それからグループホームという二つの施設の建設業者が決定いたしました。それから、四月には知的障害者のグループホーム、れんげの家が開始されたということで、福祉施策の中で、施設としては大きく進んでいるのかなというふうに思っております。

それから、子育て支援の充実ということが昨今言われているわけでございますけれども、本町といたしましても、四月には子ど

も課の設置をいたしまして、新しく今度建設をいたします養老認定こども園、仮称ではございますけれども、建設に向けた協議を行っております。

また、安心・安全のために高機能消防指令センターの建設に伴う消防機器の整備等も行いました。

このように、ハード面におきましては順調に進んでいるというふうに感じております。ただ、ハードの中で一カ所だけ、名神高速道路養老サービスエリア内に設置いたしますスマートインターチェンジの整備事業につきましては、平成二十七年十二月使用を目標としてアクセス道路となる町道の工事に着手をするなど事業を進めてまいりましたが、アクセス道路の線形変更が必要となり、地元を含めた関係者との協議に時間を要したことから、現在もスマートインターチェンジ本体の工事着手には至っていない状況となっております。

このようなことから、昨日、国土交通省、岐阜県中日本高速道路株式会社、関係自治体、関係団体などで構成する地区協議会を開催いたしました、新たな供用目標を平成三十年六月とすることで了承をいただいたところでございます。この養老サービスエリアスマートインターチェンジ整備事業は、物流網強化による企業誘致の促進、雇用拡大、観光需要の拡大など、本町の活性化に大きく寄与することでもあり、必要不可欠な事業でございます。このようなことから、一日でも早く供用できるよう引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、成果に課題が残るのかなと、ちよつと満足できないかなというような事業もありまして、改良住宅の問題等でございます。法的措置も辞さずという形で本年取り組んできたところではございますけれども、その難しさを実感しているところでございます。

引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、住民との協働社会の取り組みを進めるために、自治町民会議の設置などを進めているところでございますけれども、やはり、なかなか活動不足もございまして、十分な周知がなされていないということ、それから地域における福祉事業などにつきましても、施設面においては大きく進んでいるところではございますけれども、この辺も住民の方への理解をいただく努力の不足ということが言えるかと思っております。

また、一三〇〇年事業の企画及び町民への周知不足というところなどが大きな反省点なのかなというふうに思っております。やはり住民の方への理解を得るためへの努力を、今後もっと強く進めていかなければならないと考えているところでございます。養老改元一三〇〇年祭も二年後に控えまして、実行委員会の皆さん方とともどもPR活動に心がけていきたいと考えておるところでございます。

また、もう少し見守っていただきたいというような問題もございます。斎苑問題でございますけれども、元嘱託員に對しまして、町が損害をこうむった金額の弁済を求める民事訴訟を提訴するため、九月の定例会に訴えの提起として議案を上程し、本会議で可決いただきました。その後、訴訟提起に向け、弁護士と内容等の調整を進めておりましたところ、訴状が整ったということから、十一月二十六日に岐阜地方裁判所大垣支部に訴状を提出したところでございます。弁護士の話によりますと、裁判所において訴状内容の調査が終了した後に正式な裁判手続に入っていくということでございます。なお、訴状内容の調査には一カ月程度を要するとのことでございます。

また、企業誘致などにつきましては、たくさんのお話をいただ

いてはおりますけれども、農振等の問題もございまして、まだ目に見えた形にはなっておりません。また、企業誘致の中でも、やはり本社機能を含めた誘致というものに、これからは力を入れていく必要があるかというふうに思っておりますが、東海環状自動車道、それから養老サービスエリアのスマートインターチェンジ等のインフラが整えば、確実に多くの企業様にも来ていただけるというふうに思っておりますので、その対応を今後考えていく必要があるかというふうに思っております。

また、古くて新しい課題といひましようか、防災に関しては、かつてから多く言われておりましたけれども、本年は関東・東北大水害という、他市町のことではないような大きな災害が起きました。水に対しても非常に敏感な養老町にとりましても、この点に対してきちんと対応していかなければならないというふうに思っております。この災害で明らかになった課題の一つとしまして、災害時に避難勧告等のタイミングが遅く、発令区域が不適切であったと言われております。この対策の一つといたしましては、本町においてはできる限り客観的な避難判断等の基準を設け、今年度に国の避難勧告等ガイドラインに沿った内容に基準の見直しを行いました。今後必要があれば見直しを重ねてまいりたいと思ひます。

また、課題の二つ目として、河川水位や避難情報がうまく住民に伝わらず、情報伝達手段に問題があったことから、洪水リスクへの住民の危機意識が低下していることがあると言われております。当町においても、防災行政無線、ホームページ、エリアメール、安全・安心メール、広報車などを利用して情報伝達を行います。住民の皆様方に出前講座などを通じ、防災に関する意識の高揚に努めてまいりたいというふうに思ひます。

また、本日は、議員のほうからの質問も出ておりますTPPに關してでございますけれども、大筋合意を受けまして、国としては本年度中にその対応を考えるとことございしますが、農業国の養老町としても、農業・畜産ともども大きな痛手をこうむることは必須ではなからうかと。その対策に、これから重点を置きながら、来年度予算の中にも入れながら方向性を決めていく必要があるかというふうに思っております。

このように、簡単ではございますけれども、この一年を振り返りましてもさまざまな事件・事故等もございました。本町では、おかげで大きな災害もなく一年が過ぎてきたということではございますが、今後もしつかりと行政として果たすべき役割を果たしていきたいと考えております。

本定例会には、専決処分の報告、条例の制定、一部改正、人事案件、補正予算など二十四件が上程をされております。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日は、まことに御苦勞さまでございます。

○議長（野村永一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第四、報告第六号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）から日程第六、報告第八号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）までの計三件を一括上程し、議題とし、報告のみを受けます。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第六号から第八号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

まず、報告第六号、養老町営住宅の管理に関する和解の概要を説明させていただきます。

報告第六号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）。

養老町営住宅の管理に関する和解について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。平成二十七年十二月八日提出。

この和解につきましては、町営住宅家賃を滞納している者の中で、住宅明渡請求書にて家賃滞納の支払い及び住宅の明け渡しを催促した者のうちで、訴えを提起する前に相手方より一括で滞納金を返済するため和解したいとの申し出があり、調整を重ねた後、大垣簡易裁判所に対し、建物明渡等請求和解申立事件として訴え提起前の和解申し立て、いわゆる即決和解の申し立てを行い、同裁判所において双方の了承がとれ、平成二十七年十月十九日付で和解が成立したため、専決処分をいたしました。

和解した事項については、別紙専決処分書のとおりになります。なお、滞納金につきましては、同月二十七日において相手方より入金されていることを申し添えます。

次に、報告第七号、損害賠償の額の決定の概要を説明させていただきます。

報告第七号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）。損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。平成二十七年十二月八日提出。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和二十二年法律

第六十七号）第八十条第一項の規定により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

事故等の概要につきましては、平成二十七年十月二日午前七時五十分ごろ、養老町高田六百三十二番地から公用車が東側道路へ進入する際道路が混雑していたため、北側道路へ進入しようとして後退したところ、駐車してあった相手方車両と接触し破損したもので、平成二十七年十月二十八日に示談が成立したため専決処分をいたしました。

詳細は、専決第十四号 専決処分書のとおりでございます。

次に、報告第八号、養老町営住宅の管理に関する訴えの提起の概要を説明させていただきます。

報告第八号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）。

養老町営住宅の管理に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。平成二十七年十二月八日提出。

この養老町営住宅の管理に関する訴えの提起につきましては、町営住宅家賃等を十二カ月分以上滞納している者の中で、通告書による滞納家賃等の支払いの催促に応じない者及び町営住宅を不法占有し退去に応じない者に対して、建物明渡等を求める訴えの提起をするものであります。

専決処分の内容につきましては、別紙専決処分書をごらんいただきたいと思っております。

以上で、一括上程を賜りました報告第六号から報告第八号 専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第七、議案第六十二号は、上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第七、議案第六十二号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十二号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案第六十二号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

制定の趣旨でございます。

平成二十五年五月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が公布され、平成二十八年一月からは、希望者に対し個人番号カードの交付が始まるとともに、個人番号の利用も始まりま

す。

番号法においては、個人番号の利用範囲を別表第一の事務に限定し、特定個人情報の提供に関しては原則として禁止した上で、番号法第十九条各号に該当する場合に限り、例外的に許可をいたしております。

また、個人番号を地方公共団体の独自事務に利用する場合、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合及び同一地方公共団体の他の機関、例えば教育委員会などの間で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があります。

本町におきましても、番号法の趣旨を踏まえ適切な運用を図っていくため、本条例を制定するものでございます。

要旨でございますが、第一条につきましては、本条例の制定趣旨を定めております。

第二条につきましては、本条例における用語の定義を定めるものでございます。

第三条につきましては、本町の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する本町の責務を定めるものでございます。

第四条第一項につきましては、町が独自に個人番号を利用する事務を規定するものであります。

第二項につきましては、町が独自に個人番号を利用する事務で同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携を規定するものであります。

第三項につきましては、番号法に定められた個人番号利用事務を処理するため、同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携を規定するものであります。

第四項につきましては、前二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、既に義務づけがされている当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を省略することができ旨を規定するものであります。

第五条第一項につきましては、庁内における他の機関への特定個人情報の提供を規定するものであります。

第二項につきましては、第一項の規定による特定個人情報の提

供があつた場合において、既に義務づけがされている当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を省略することができ旨を規定するものであります。

第六条につきましては、本条例施行に関する委任事項を定めるものであります。

施行期日。この条例の施行日は、番号法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日、平成二十八年一月一日からでございます。

以上で、議案第六十二号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 個人番号の関連の条例でございますが、先ほど町長から、これは庁舎内の連携の条例というような説明がございましたが、私、先般通知カードが来まして、通知カードを読んでおりまして、あれをもらっただけでは、なかなか個人番号に関するいろんな情報が把握できないというようなことがございます。例えば、通知カードを持ってマイナンバーの、いわゆるカード申請の情報がございしますが、やはり、あのカード番号をもらって証明書をとるに当たっては、なかなか理解できず、パソコンでやるとか、国のほうへ返送して顔写真をつけてやるとか、そうい

うようなことがございますが、そういう、これからも町においてわかりやすい説明をしていただきたいというお願いが一点でございます。

それから、今庁内の連携ということでございますが、この庁内連携が、養老町のほうへほかの業者からいろんな関連の国・県、また会社等から照会があつたときには、一切これは出さないというような理解をしてよろしいでしょうか。その二点、お願いをいたします。

○議長（野村永一君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

情報につきましては、外部にお伝えすることは一切ございません。

カード発行の手續につきましては、一月の広報によりまして、再度申請方法を周知する予定でございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、補足答弁。

○町長（大橋 孝君） この番号法につきましては、さまざまな個人情報漏えい等危惧をされているところでございますけれども、発行に関しましては、やはり素人の方が読んだだけではなかなか難しいところもあるようなこともお聞きをいたします。そういった場合で、広報の周知のみならず、窓口においても丁寧な説明をして、御理解を賜りたいというふうに考えております。

また、他からの情報の提供等につきましては、当然のことながら、きちんとその収集義務を行っていききたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 証明書の発行につきましては、あくまでもこれは任意で自由ということであるというふうでよろしいでしょうか。

○議長（野村永一君） 高木住民人権課長、自席で答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

あくまでも、カードの申請につきましては希望ということでございます。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） この件に関しましては、非常に情報の取り扱い、ましてや今の時代、情報が一度漏れてしまうと回収できないというような時代になっております。その中で個人情報を取り扱いは非常に心配されておるわけですが、先般、この養老庁舎内においてもネットワークのセキュリティの強化が行われたというふうになっております。その中で、この第三条の中に、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするというふうな文言があるんですが、これは個人情報保護庁舎内で取り扱うときのセキュリティに関することを書いているのかなと思うんですが、具体的にこれはどういうことを想定して地域の特性に応じた施策という書き方をしているのか、ちょっとお教えいただきたいと思っております。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事兼総務課長、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中 信行君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

第三条に、町の責務として、最後のほうに国との連携を図りな

がら自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとするということで、前段の部分につきましては、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し町の責務を定めておりますが、その後、個人番号を利用することで効率的な事務執行が見込まれるものの独自利用事務を実施しますということで、こういった書き方をいたしております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。と思ひます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、十二月十日午前十時より開催されるよう要請します。

○議長（野村永一君） 次に、日程第八、議案第六十三号から日程第十七、議案第七十二号までの十議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第八、議案第六十三号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十三号

養老町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十三号 養老町税条例の一部を改正する条例について
養老町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

改正の趣旨でございます。地方税法等の一部を改正する法律が、平成二十七年三月三十一日に公布されたことにより、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例改正は、地方分権の推進及び地方税に関する地域の実情がさまざまであることから、一定事項について、それぞれの実情にに応じて定める条例委任事項が設けられ、これまで県及び各市町と調整を図り、ここに御提案を申し上げるもので、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

税条例通則における第八条から第八条の五につきまして、国税通則法及び国税徴収法の改正を踏まえ、地方税の猶予制度において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設され、職権による換価の猶予また徴収猶予について整備を行うものでございます。

また、一定の条例委任事項につきましては、担保を不要とする規定等、国税において設けられた基準と同様でございます。

まず、八条では、徴収の猶予、また徴収の猶予をした期間の延長をする場合における徴収金の分割納付、納付期限、納付金額等について定めるものでございます。この徴収の猶予につきまして、納税者が災害・病気等に遭ったとき、一度に納税ができない状況である場合、申請に基づくものでございます。

続いて、第八条の二では、徴収猶予、またその猶予期間の延長

を申請する場合の申請記載事項、当該事情、猶予を受けようとする金額・期間等及び添付書類、これは財産目録、その他資産状況に関する書類等について定めるものでございます。また、同申請における書類に不備がある場合の訂正期間について定めるものでございます。

続きまして、第八条の三では、職権による換価の猶予、また換価の猶予をした期間の延長をする場合における徴収金の分割納付、これは納付期限、納付金額等、また提出書類、これは財産目録、その他資産状況に関する書類等について定めるものでございます。この職権による換価の猶予につきましては、滞納処分による財産の換価をすることにより、滞納者の生活の維持を困難にするおそれがある場合など、申請によらず、職権により分割納付を認めるものでございます。

第八条の四では、申請による換価の猶予の申請期限、納期限から六カ月以内、また、その換価の猶予及び換価の猶予をした期間の延長をする場合における徴収金の分割納付、申請記載事項と添付書類及び同申請における書類に不備がある場合の訂正期限について定めるものでございます。この申請による換価の猶予につきましては、納税者の負担軽減を図り、滞納の早期段階において計画的な納付の履行を確保する観点から、従来までの職権による換価の猶予に加え、今回新たに設けられたものでございます。

第八条の五では、担保を徴する必要がある場合として、猶予に係る金額及び期間、これは百万円以下三カ月以内について定めるものでございます。

なお、第七条の二及び第九条から第十条の削除につきましては、条番号のずれを改めるもの、また第十六条につきましては、第八条の二第二項第四号の規定による整備でございます。

施行日につきましては、平成二十八年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第六十三号 養老町税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第九、議案第六十四号 養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十四号 養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十四号 養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

改正の趣旨でございます。地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成二十七年九月三十日に公布されたことにより、養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

まず、第二条の改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号の取り扱いに関する規定が変更されたため、第五号及び第六号の改正規定を削るものでございます。

次に、第二十八条の二、第四十二条の六、第七十一条、第一百

八条の二、第三百三十四条の改正については、法人番号を定義づける規定を加える改正でございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第六十四号 養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十、議案第六十五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

議案第六十五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について。

養老町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

改正の趣旨でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定が平成二十八年一月一日から施行されることに伴う所要の改正と住民票写し等交付手数料の金額について所要の改正を行うものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成二十七年十二月末日をもって住民基本台帳カードの交付が廃止され、住民基本台帳カードの手数料

の徴収がなくなることから、附則第三項の規定は不要になるため、附則第三項の規定を削除するものでございます。

また、住民票写し等交付手数料について、現在、本町は住民票一通につき「二百円」ただし、六人以上に係るものの交付にあつては、四百円」の人数加算の料金設定を行っておりますが、ほとんどの近隣市町では、人数、枚数にかかわらず、一律の料金設定を行っております。よつて、住民サービスの観点から近隣市町との均衡を図るため、今回、住民票写し等交付手数料について、現行の人数加算を取りやめ、一律料金の「二百円」に改正するものでございます。

この条例の施行日は、平成二十八年一月一日からでございます。以上で、議案第六十五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十一、議案第六十六号 養老町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。議案第六十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平

成二十七年十二月八日提出。

改正の趣旨でございます。平成二十六年の地方からの提案等に関する対応方針（平成二十七年一月三十日閣議決定）を踏まえ、保育所等に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすこととなったため、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項に准看護師を追加する改正を行うと同時に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）についても同様の改正が行われたことに伴い、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものでございます。

本条例については、保育所等に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすこととする改正を行うものでございます。

次に、施行日についてでございますが、この条例は、公布の日から施行をいたします。

以上で、議案第六十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十二、議案第六十七号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十七号

養老町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十七号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について。

養老町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

改正の趣旨でございます。平成二十五年五月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が公布され、介護保険制度におきましても番号法が適用されますので、本条例について所要の改正を行うものでございます。

第一条につきましては、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請をする際に、申請書に個人番号の記載をつけ加える旨を改正するものでございます。

第二条につきましては、番号法では特定個人情報の提供があった場合において、当該特定個人情報と同一の情報を含む書面の提出を省略することができるため、書類を添付する旨の記載を削除する改正をするものでございます。

この条例の第一条につきましては、平成二十八年一月一日から施行するものでございますが、第二条につきましては、番号法の附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

以上で、議案第六十七号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十三、議案第六十八号 養老

町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十八号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案第六十八号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例について。

養老町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

改正の趣旨でございます。住民サービスの向上、経費の節減のため、全国では都市公園の指定管理者制度の導入が進んでおります。本町においてもこの制度を導入していくため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第五条、第七条第一項、第十条第一項及び別表二の一の表において、「法第五条第二項」を「法第五条第一項」に改めました。

第六条では、施設の利用の禁止または制限について、指定管理者で権限を有する者も行えるように改めました。

次に、第九条に第九条の二から第九条の七までの六条を加え、第九条の二では指定管理者の指定、第九条の三では指定管理者が行う業務の範囲、第九条の四では管理の基準、第九条の五では事業計画書の提出等、第九条の六では管理の休廃止、第九条の七では利用料金をそれぞれ規定しました。

第十条では、第二項として、公園施設を設ける場合及び都市公園を占有する場合が一月に満たない場合の使用料の額を定めまし

た。

別表については、別表第三として、指定管理者による都市公園の管理における業務の範囲、管理の基準を定めました。

施行日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第六十八号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十四、議案第六十九号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十九号

養老町下水道条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十九号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について。

養老町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

改正の趣旨でございます。下水道法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百六十号）が平成二十七年十月七日に公布され、同年十月二十一日から施行されたことに伴い、政令の基準に準じて本条例を改正するものでございます。

要旨でございます。下水道の除害施設等の設置基準のうち、トリクロエチレンに係る排水基準を一リットル当たり「〇・三ミリグラム」以下から「〇・一ミリグラム」以下に改正するものがあります。

施行日について、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第六十九号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十五、議案第七十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十号

養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第七十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

改正の趣旨でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、町においても養老町消防団員等公務災害補償条例について、所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。本条例中、附則第六条に、非常勤消防団員の損害補償のうち、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償について、補償の額を他の法令による給付と調整する規定がございますが、一元化法の施行に伴い改正を行うもので、

追加費用対象期間のある共済年金については厚生年金と同様に取
り扱うこと、非常勤消防団員が特殊公務災害に係る加算部分につ
いては減額対象とならないよう特殊公務災害加算分を割り戻した
調整率を別途使用すること等を行っております。

次に、施行日についてでございますが、この条例は、公布の日
から施行し、平成二十七年十月一日から適用いたします。

以上で、議案第七十号 養老町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十六、議案第七十一号 町道
路線の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十一号
町道路線の廃止について説明をさせていただきます。

議案第七十一号 町道路線の廃止について。
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に
基づき、町道の路線を次のように廃止するものとする。平成二十
七年十二月八日提出。

廃止の趣旨でございます。今回廃止する路線は、（仮称）JA
にしみの養老育苗センター建設に伴う道路二路線について、道路
法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでござ
います。

まず、整理番号一の宇田八十号線でございますが、（仮称）J
Aにしみの養老育苗センターの敷地となるため、町道の路線を廃
止するものでございます。

次に、整理番号二の宇田八十一号線でございますが、こちらの
道路も整理番号一と同様の理由により路線を廃止するものでござ
います。

詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の
最後にある路線調書一覧表をごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第七十一号 町道路線の廃止についての説明とさ
せていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十七、議案第七十二号 町道
路線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十二号
町道路線の変更について説明をさせていただきます。

議案第七十二号 町道路線の変更について。
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に
基づき、町道の路線を次のように変更するものとする。平成二十
七年十二月八日提出。

変更の趣旨でございます。今回変更する路線は、養北認定こど
も園、仮称でございますが、建設に伴い整備する道路一路線につ
いて、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求める
ものでございます。

整理番号一の飯田二十三号線でございますが、新たに整備する
道路用地を町道としての道路区域に設定するため、路線の終点を
変更するものでございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の

最後にある路線調書一覧表をごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第七十二号 町道路線の変更についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

これより暫時休憩いたします。再開は十一時といたします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。

傍聴者の皆様は、四階大会議室にてお茶の準備がしてありますので御利用ください。

（午前 十時四十三分 休憩）

（午前十一時 〇〇分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を閉じ会議を再開します。

次に、日程第十八、同意第七号及び日程第十九、同意第八号の人権擁護委員候補者の推薦についての二議案は、一括議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して、議案毎に逐次採決いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第七号及び

同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦について説明をさせていただきます。

まず、同意第七号 人権擁護委員候補者の推薦について説明をさせていただきます。

同意第七号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定に

より、意見を求めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。
記、住所、岐阜県養老郡養老町飯積百十八番地、大橋和義氏、七十一歳。

任期は、予定でございますが、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日。

人権擁護委員として活躍されている大橋和義氏、青木紀子氏の二名の方が、平成二十八年三月三十一日に任期が満了するため、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼がございました。これを受けまして、大橋和義氏に引き続きお世話いただきました依頼した結果、承諾をいただきましたので、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦について説明させていただきます。

同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定により、意見を求めるものとする。平成二十七年十二月八日提出。

記、住所、岐阜県養老郡養老町根古地八百五十五番地、氏名、河合政子、六十六歳。

任期は、予定でございますが、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まででございます。

岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼を受けまして、青木紀子氏に引き続きお世話いただきましたたく依頼した結果、辞退の申し出があり、地区の区長会から河合政子氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いただき、適任であると判断いたしましたので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるも

のでございます。

以上で、同意七号及び同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより二議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより日程第十八、同意第七号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、日程第十九、同意第八号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十、選挙第四号 選挙管理

委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定に基づく議長の指名による指名推選にしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する指名推選で行うことに決定しました。
それでは、ただいまから指名を行います。敬称を略させていただきます。

最初に、選挙管理委員を指名いたします。

養老町押越三百六十五番地四、伊藤哲。養老町瑞穂六百八十七番地、近藤徹。養老町一色八百四十三番地、問山千年。養老町金屋百十番地一、中村徹。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました四名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

養老町高田百一番地、山田穰。養老町養老一千二百四十番地八、鬼頭典雄。養老町下笠一千二百三十六番地、西脇博。養老町飯田百六十九番地、藤井忠敬。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員の補充員に当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 全員同意の異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました四名の方が選挙管理委員の補充

員に当選されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十一、議案第七十三号から日程第二十七、議案第七十九号までの七議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第二十一、議案第七十三号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十三号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

議案第七十三号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計は、平成二十七年養老町一般会計から繰り入れる額を次のとおり変更するものとする。平成二十七年十二月八日提出。

変更により減額する額、二百二十四千円。変更後の繰入総額、二億三千六百七十六万円。

繰入額の変更理由、公共下水道整備事業変更のため。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第七十八号の平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）で、歳入歳出予算から二百二十四千円を減額しております。今回の補正は、公共下水道事業関係職員の異動等に伴う人件費の補正であり、財源については一般会計からの繰入金を充ててお

りますので、今回の補正により繰入総額を二億三千六百七十六万円に変更するものでございます。

以上で、議案第七十三号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十二、議案第七十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第四号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第四号）。

平成二十七年養老町一般会計補正予算（第四号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億九千六百九十四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十三億八千八百五十七万四千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第一項の規定により、翌年度に繰り越して使用

することができ経費は、「第二表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第三条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。平成二十七年十二月八日提出。

今回の補正予算につきましては、機構集積協力金交付事業、ふるさと納税関係事業や職員人件費に係るものが主なもので、歳入歳出の総額にそれぞれ一億九千六百十九万四千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百十三億八千八百五十七万四千円とするものでございます。

最初に、十三ページの歳出について御説明申し上げます。

議会費の議会費、目議会費では、議員の改選に伴い期末手当百六十八万五千円、共済費四百十二万八千円をそれぞれ減額いたしました。

総務費の総務管理費、目一般管理費では、ふるさと納税推進事業で、寄附金の増額に伴い、クレジット利用の手数料二百五十五万九千円、記念品発送委託費で二百二十六万八千円をそれぞれ増額し、その他職員人件費の補正でございます。

次に、目地域振興費では、財団法人自治総合センター宝くじ社会貢献事業の補助採択を受けた、京ヶ脇地区青少年集会所の助成金として七百三十万円を計上し、目ふるさと応援基金費では、ふるさと納税寄附金を、今後の見込み額も含めて基金に積み立てるため、一千九百四十三万四千円を増額し、目まちづくり整備基金費では、森林環境保全目的の御寄附がありましたので、基金に積み立てるため二十万円を増額いたしました。

次に、十四ページの総務費の徴税費、目税務総務費及び戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費については、職員人件費の補正でございます。

次に、総務費の選挙費、目選挙管理委員会費では、公職選挙法

の改正に伴い選挙権が十八歳に引き下げられるため、選挙人名簿システム改修経費として三十九万八千円を計上いたしました。

次に、十五ページの民生費の社会福祉費、目社会福祉総務費では、本年度の障害者地域生活支援事業の動向に基づきまして、扶助費の所要額二百三十五万九千円を増額いたしました。

また、国民健康保険特別会計繰出金では、特別会計の補正に伴い保険基盤安定繰出金で四千四百三十六万三千円、職員給与費等繰出金で二百三十六万七千円、総額で四千六百七十三万円を増額いたしました。

また、介護保険事業特別会計繰出金では、特別会計の補正に伴い、介護給付費繰出金では四百十六万一千円、地域支援事業繰出金では百十一万五千円をそれぞれ増額し、また、職員給与費繰出金については九十四万七千円の減額となり、総額で四百三十二万九千円を増額するとともに、その他職員人件費の補正でございます。

次に、目福祉医療費では、本年度の乳幼児等医療、重度心身障害者医療、母子家庭等医療、父子家庭医療事業の動向に基づきまして、扶助費の所要額をそれぞれ一千百九十九万七千円、九百三十五万六千円、六十四万七千円、十七万四千円を増額いたしました。

次に、同じく民生費の児童福祉費、目児童福祉総務費では、広域保育委託事業において、当初三名で見込んでいた利用者が十一月現在九名と大幅に上回っており、今後中途中入園の申し込みが予想されるため、委託料として七百六十六万六千円を増額いたしました。また、二十六年保育緊急確保事業費が確定したため、子育て短期支援事業において、補助金精算に伴う返還金五万円を計上するとともに、その他職員人件費の補正でございます。また、

被災した子供に対する保育料等減免事業として地域子ども・子育て支援事業補助金一万八千円を人件費に充当するため、児童福祉関係職員費の財源更正を行いました。

次に、十六ページの衛生費の保健衛生費、目保健衛生総務費では、本年度の母子保健事業の養育医療費の動向に基づきまして、扶助費の所要額七十四万円を増額するとともに、その他職員人件費の補正でございます。

また、農林水産業費の農業費、目農業総務費については、職員人件費の補正でございます。

次に、目農業振興費では、機構集積協力金交付事業費で、農業経営からリタイヤする農家数や農地中間管理機構への農地貸付面積が増加いたしましたので、六千二百十三万六千円を増額いたしました。

同じく農業費の目畜産業費では、搾乳牛頭数の確保を図るため、新規事業として酪農振興対策支援事業で七十万円を計上いたしました。

次に、十七ページの林業費の目林業振興費では、有害鳥獣駆除事業費で、鹿、イノシシ等の有害鳥獣を焼却施設への搬入を行うため、袋等の資材購入費八十一万九千円を増額いたしました。

同じく、林業費の目林道整備費では、林道維持管理費として小倉林道の補修費四十九万九千円を増額いたしました。

次に、商工費の商工費、目商工総務費については、職員人件費の補正であります。

目観光費では、養老改元プロジェクト事業で、親孝行のふるさと会館リニューアル工事について三百四十三万七千円を増額いたしました。この工事につきましては現在施工中であります。屋根の傷みがひどいため、今回の工事に合わせて屋根改修工事も行

うものでございます。

次に、土木費の土木管理費、目土木総務費については、職員人件費の補正でございます。

次に、十八ページの道路橋梁費の目道路橋梁新設改良費では、県単工事及び関連事業負担金で、県の補正により、県道養老・平田線の飯ノ木地内の改良工事等が事業化されたのに伴い、町負担金として八百二十五万円を増額いたしました。

次に、都市計画費の目下水道整備費では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金で二百二十四千円を減額いたしました。

次に、消防費の消防費、目常備消防費、十九ページの教育費の教育総務費、目事務局費については、職員人件費の補正でございます。

次に、小学校費の目学校管理費では、小学校管理事務費で、日吉小学校の拡大コピー機が使用不能なため、備品の買いかえに係る経費として四十万円を増額いたしました。また、広幡小学校の防災機能強化のための外壁改修工事に係る経費として二千四百七万円を計上するとともに、その他職員人件費の補正でございます。

同じく、小学校費の目教育振興費では、小学校情報化推進事業で、広幡小学校タブレット端末に係る備品購入費の不用額五万六千円の減額するとともに、同事業に、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金、小学校情報化推進事業でございますが、四十九万円が交付されたため、財源更正を行いました。

次に、中学校費の目学校管理費、二十ページの幼稚園費、目幼稚園管理費については、職員人件費の補正でございます。

次に、教育費の社会教育費、目社会教育総務費については、病気休暇中の職員の補充のための図書館臨時職員に係る所要額五十九万一千円を増額するとともに、その他職員人件費の補正でござ

います。

また、目図書館費では、太平洋工業株式会社様から寄附金を財源として図書館の図書等備品整備を図る経費として五十万円を計上いたしました。

次に、二十一ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず、特別職の長等につきましては、教育長が十月から特別職となりましたので、半年分の人件費を計上しておりますので、給料で三百二十四万円、期末手当百三十二万円の増、その他の手当で九十八万四千元、共済費で六十四万二千円の増額でございます。

次に、議員につきましては、議会費の中で説明させていただいたとおりでございます。

次に、二十二ページの一般職の人件費の補正を説明させていただきます。

給料については二千六百七十三万二千円、職員手当等については三百五十二万円、共済費で三百二十三万五千円をそれぞれ減額となりました。

給料の増減につきましては、昇格・定期昇給に伴う分として三百十五万五千円の増額、異動・退職等に伴い二千七百十四万九千円、教育長が特別職となったことにより二百七十三万八千円をそれぞれ減額でございます。

次に、職員手当等につきましては、昇格、異動及び退職等により五十八万七千円、同じく教育長の分で二百四十六万五千円をそれぞれ減額でございます。

次に、九ページの歳入について御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の負担金、目民生費負担金では、広域保育事業の人数増により、私立保育園保育料三十三万九千円を増額いた

しました。

次に、国庫支出金の国庫負担金、目民生費国庫負担金では、節児童福祉費負担金で、先ほどの民生費負担金と同様に広域分保育所運営費負担金を三百四十九万八千円増額し、節保険基盤安定負担金で、軽減対象被保険者数の増加等により一千八百六万一千円を増額し、目衛生費国庫負担金では、母子保健事業費の増額に伴い、母子保健衛生費負担金として三十六万九千円を増額いたしました。

同じく国庫支出金の国庫補助金、目総務費国庫補助金では、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿システムの改修補助金として新たに十九万八千円を計上し、目民生費国庫補助金の節社会福祉費補助金では、障害者地域生活支援事業費の増加に伴い百十七万九千円を増額し、節児童福祉費補助金では、被災した子供に対する保育料等減免事業の補助金一万八千円を新たに計上いたしました。また、目教育費国庫補助金では、広幡小学校外壁改修工事に伴う学校施設環境改善交付金事業補助金の交付内示があり、五百五万円を計上いたしました。

次に、十ページの県支出金の県負担金では、国庫負担金と同様に、広域保育分の保育所運営費負担金百七十四万九千円、国民健康保険基盤安定負担金一千五百二十一万円、母子保健衛生費負担金で十八万四千円をそれぞれ増額いたしました。

同じく県補助金の目民生費補助金では、それぞれの事業費の増加に伴い、障害者地域生活支援事業費補助金五十八万九千円、福祉医療費補助金の重度心身障害者医療費分百七十六万円、母子家庭等医療費分三十二万四千円、父子家庭分五万一千円を増額いたしました。

また、目農林水産業費県補助金では、事業費の増加に伴い、機

構集積協力金交付事業費補助金六千二百十三万六千円を増額し、新規事業補助金として酪農振興対策支援事業補助金三十五万円を計上いたしました。

また、目教育費県補助金では、広幡小学校タブレット端末の購入経費に岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が交付されることになり、四十九万円を計上いたしました。

次に、十一ページの寄附金の寄附金、目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金について、今後の見込み額も含めて一千九百四十三万四千円を増額し、目教育費寄附金では、図書等備品整備にいただいた五十万円、目農林水産業費寄附金では、森林整備にいただいた二十万円をそれぞれ計上いたしました。

繰入金の基金繰入金、目財政調整基金繰入金では、財源調整のため一千六百二十九万五千円を減額いたしました。

次に、諸収入の雑入、目雑入では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金七百三十万円を計上しました。

次に、十二ページの町債の町債、目教育債では、広幡小学校外壁改修工事の財源として一千八百五十万円を計上し、目臨時財政対策債では、発行可能額が確定しましたので五千五百万円を増額いたしました。

次に、五ページの「第二表 繰越明許費」については、広幡小学校外壁改修工事が年度内に完成しない見込みのため、翌年度に繰り越すため繰越明許費の設定を行うものでございます。金額につきましては二千四百七万円でございます。

次に、六ページの「第三表 地方債補正」については、学校教育施設環境改善事業債で、広幡小学校外壁改修工事の財源として一千八百五十万円を増額し、補正後の限度額を二億二百二十万円に、臨時財政対策債では五千五百万円を増額し、限度額を五億四

千五百万円にするものでございます。

以上で、議案第七十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第四号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十三、議案第七十五号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十五号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十五号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）。

平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億一千七百二十一万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十三億一千四百七十八万二千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年十二月八日提出。

最初に、八ページの歳出について御説明を申し上げます。

総務費の総務管理費、目一般管理費では、国保関係職員費で職員の異動等に伴い、給料四十二万六千円、職員手当等六十万七千円、共済費十四万五千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、保険給付費の療養諸費、目一般被保険者療養給付費では、これまでの医療費の動向を踏まえ、不足が予想されますので一億一千三百四十四万一千円を増額し、また、目退職被保険者等療養給付費、目一般被保険者療養費、目退職被保険者等療養費では、国庫負担金の療養給付費負担金、国庫補助金の財政調整交付金及び療養給付費交付金、県補助金の財政調整交付金及び他会計繰入金の一般会計繰入金の補正により、財源更正を行うものでございます。

次に、九ページの保険給付費の高額療養費では、療養諸費と同様に不足が予想されますので、目一般被保険者高額療養費で一千九百八十四万四千円、目退職被保険者等高額療養費で三百二十七万四千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金等、目後期高齢者支援金では、療養給付費交付金及び他会計繰入金の一般会計繰入金の補正により、財源更正を行うものでございます。

次に、介護納付金の介護給付金、目介護納付金につきましては、前年度精算額と調整金の額が確定し、当年度の納付額が確定したことにより二千三百四十七万一千円を減額いたしました。

次に、十ページの保健事業費の保健事業費、目保健衛生普及費では、国保関係職員費で職員の異動等に伴い、給料五十三万三千円、職員手当等四十八万三千円、共済費十七万三千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、目一般被保険者保険税還付金については、これまでの過年度分還付金の支出額を踏まえ、不足が予測されるため六十万九千円を増額し、目償還金については、過年度国民健康保険調整交付金の修正申請により、還付金百十五万五千円を計上いたしました。

また、給与費の補正の明細につきましては、十二ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき、増減を行っております。

次に、六ページの歳入について御説明を申し上げます。

保険給付費の増額に伴い、国庫支出金の国庫負担金、目療養給付費負担金で八百七十三万九千円、国庫補助金の目財政調整交付金で二百四十五万七千円をそれぞれ増額いたしました。

また、療養給付費交付金の療養給付費交付金、目療養給付費交付金については、後期支援金等の額の確定により一千七百五十八万三千円を減額いたしました。

次に、七ページの県支出金の県補助金、目財政調整交付金については、保険給付費の増額に伴い三百八万五千円を増額いたしました。

次に、繰入金の他会計繰入金、目一般会計繰入金では、軽減対象被保険者数の増加により保険基盤安定繰入金で保険税軽減分として八百二十三万九千円、保険者支援分として三千六百十二万四千円をそれぞれ増額し、人件費の増額に伴い職員給与費等繰入金で二百三十六万七千円を増額し、財源調整として繰越金で七千三百七十九万一千円を充当するものでございます。

以上で、議案第七十五号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十四、議案第七十六号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十六号

平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十六号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）。

平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億五千五百五十八万円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年十二月八日提出。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の異動に伴い人件費を補正するものでございまして、給料で二十三万四千円を減額し、職員手当等で十二万円、共済費で二十九万四千円をそれぞれ増額いたしました。

また、給与費の補正の明細につきましては、九ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき、増減を行っております。

次に、六ページの歳入につきましては、補正額全額を繰越金十八万円で充当するものでございます。

以上で、議案第七十六号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせて

いただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十五、議案第七十七号 平

成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十七号

平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十七号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）。

総則、第一条 平成二十七年養老町上水道事業会計の補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

収益的支出、第二条 平成二十七年養老町上水道事業会計予算（以下「予算」といいます。）が、第三条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第一款水道事業費用、既決予算額四億三千七百七十万円を三百二十九万四千円減額いたしまして四億三千四百四十万六千円といたします。

第一項営業費用、既決予定額を四億二百八十八万六千円を三百二十九万四千円減額いたしまして三億九千九百五十九万二千元とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第三条 予算第八条第一号中「三千四百九十万一千円」を「三千百六十万七千円」に改める。平成二十七年十二月八日提出。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を三百二十九万四千円減額し、補正後の予算額を四億三千四百四十万六千円に改めるものでございます。

十五ページの収益的支出について説明をさせていただきます。今回の補正予算につきましては、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでございまして、給料で百十六万八千円、手当等で二百四万七千円、法定福利費で七万九千円をそれぞれ減額するものでございます。

また、給与費の補正の明細につきましては、五ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき増減を行っております。

以上で、議案第七十七号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十六、議案第七十八号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十八号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十八号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）。 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二百二十四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億四千八百三十七万六千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年十二月八日提出。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでございまして、給料で九十二万七千円、職員手当等で八十一万円、共済費で二十八万七千円を減額いたしました。

給料費の補正の明細につきましては、八ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき、増減を行っております。

次に、六ページの歳入につきましては、給与費の減額に伴い、一般会計繰入金を二百二十四千円減額するものでございます。

以上で、議案第七十八号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十七、議案第七十九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

号)につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第七十九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)。

平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千九百三十一万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十五億四千四百四十五千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年十二月八日提出。

最初に、九ページの歳出について御説明をさせていただきます。総務費の総務管理費、目一般管理費では、職員の異動等により、給料六十三万三千円、職員手当等九万円、共済費二十二万四千円をそれぞれ減額いたしました。

保険給付費につきましては、本年度の給付費の動向に基づきまして、介護サービス給付費、目地域密着型介護サービス給付費で二千二百三十二万八千円、目居宅介護福祉用具購入費で百五十九万六千円をそれぞれ増額いたしました。

特定入所者介護サービス費、目特定入所者介護サービス費では、九百三十六万四千円を増額いたしました。

次に、十ページの地域支援事業費の地域支援事業費、目地域支援事業費では、職員の異動等により、給料で四百九万三千円、職員手当等で百三十八万二千円、共済費で百五十万円をそれぞれ増額いたしました。

給与費の補正の明細につきましては、十二ページの給与費明細書に記載してございます。それぞれ実績等に基づき、増減を行っ

ております。

次に、六ページの歳入につきまして説明をさせていただきます。まず、国庫支出金の国庫負担金、目介護給付費負担金では、地域密着型介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費及び特定入所者介護サービス費の増加により六百十八万九千円を増額し、同じく国庫支出金の国庫補助金、目調整交付金でも同様に百六十六万四千円を増額いたしました。

また、国庫補助金の目地域支援事業交付金、これは介護予防事業では、同事業に係る人件費の補正に伴い八十七万二千円を、目地域支援事業交付金、これは包括的支援事業・任意事業も同様に、人件費の補正に伴い百三十五万九千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、支払基金交付金の支払基金交付金、目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に九百三十二万円を、目地域支援事業交付金では、人件費の補正に伴い九十七万六千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、七ページの県支出金の県負担金、目介護給付費負担金では、国庫負担金と同様に四百六十二万九千円を増額いたしました。次に、県補助金、目地域支援事業交付金、これは介護予防事業では、同事業の人件費補正に伴い四十三万六千円を、目地域支援事業交付金、これは包括的支援事業・任意事業でございますが、これも同様に人件費の補正に伴い六十七万九千円をそれぞれ増額いたしました。

また、繰入金の他会計繰入金、目介護給付費繰入金では、介護サービス給付費等の増加により四百十六万円一千円を増額いたしました。

目地域支援事業繰入金、これは介護予防事業では、人件費の補

正に伴い四十三万六千円を、目地域支援事業繰入金、これは包括的支援事業・任意事業のほうでは六十七万九千円を増額し、その他一般会計繰入金では、介護保険事業関係職員給与費等分として九十四万七千円を減額いたしました。

また、財源調整として、繰越金で八百八十六万三千円を充当するものでございます。

以上で、議案第七十九号 平成二十七年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)についての提案説明とさせていただきます。

○議長(野村永一君) 説明が終わりました。

○議長(野村永一君) これをもちまして、本日の議会日程にありまず議案の提案説明等は全て終了しました。

次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配付した請願文書の写しの一件です。

このＴＰＰ協定交渉大筋合意に関する国への請願書を国の関係機関に提出を求める請願についての審査は、会議規則第九十二条第一項に基づき、産業建設委員会に付託いたします。

なお、議案審査の付託先の産業建設委員会は、十二月十日午後一時三十分より開催されるよう要請いたします。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす十二月九日から十二月十六日までの八日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(野村永一君) 異議なしと認めます。

よって、あす十二月九日から十二月十六日までの八日間は休会

することに決定いたしました。

○議長(野村永一君) これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会二日目は、十二月十七日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでした。

(散会時間 午前十一時五十七分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年十二月八日

議長 野村 永一

議員 長澤 龍夫

議員 大橋 三男